

東京都大島空港における 連続したローカルフライトの実施についての お知らせ

日本航空機操縦士協会 GA 委員会

平成15年3月に出された〔自家用操縦士の飛行の安全確保について〕の国交省航空局技術部乗員課長通達により、同年3月〔自家用操縦士の技量維持方策に係わる指針〕が示されました。

この指針の基本的な考え方は、航空安全講習会と最近の飛行経験とが有り、航空機を操縦する日から溯って

- ・安全講習会は2年以内にこれを受講する
 - ・飛行経験は180日以内に当該航空機と同じ種類及び等級の航空機による3回以上の離着陸経験がない場合は、実技訓練を行う事により自ら技量の維持に努める
- と要約されます。

この指針に則り

安全講習会は、JAPAが事務局となり、多くの自家用操縦士等を会員としている飛行5団体による〔技量維持連絡会〕が発足し、年25～26回の〔航空安全講習会〕を全国各地で定期的に開催し、実効をあげ始めています。

一方、最近の飛行経験の方は、その趣旨は理解出来るものの、関東（特に東京）エリアに於いて、この条件をクリアする為の空港が少ないので、現在禁止されている東京都管理下の空港での連続離発着（TOUCH & GO）が出来ないか、との声が会員各位から多く寄せられて来ました。

東京都との折衝の結果、TOUCH & GOは出来ないもの、一度ランプインして、再離陸する、連続したローカルフライトであれば、後掲する実施方法で可能となりましたのでお知らせします。

但し、この方法でのローカルフライトの実施は、あくまで技量維持を目的としてライセンサーが行うものであり、無資格者の教育訓練（離着陸）が可能であると誤解せぬ様お願いします。

大島空港へ飛来して、連続したローカルフライト（着陸後、一旦ランプインしてエンジンをカットせず再度離陸し、場周経路を飛行して着陸する）を行う場合には、実施方法に基づいて実施されます。（実施者1人に対して、計3回の着陸が可能）

実施方法中の(7)事前承認（PPR）の段階で、この連続したローカルフライトの申請をする場合には、管理事務所より

機体番号
機体型式
申請者氏名 及び 連絡先電話番号
搭乗者数（機長を含む）
実施年月日
駐機時間
連続したローカルフライトの
実施人数 及び 氏名
実施時間 及び 回数
延べ実施回数

上記項目を確認されると思いますので、事前に整理してから、申請されたほうが良いと思います。

実施に当たっては、着陸後、一旦ランプインした後の再離陸の要請は、直接レディオにリクエストすれば良く、出発時に CAB へ提出するフライトプランには OTHER INFORMATION 欄に TAKE-OFF (T/O) & LANDING (L/D) × 3 at RJTO, の様に記入すれば最終 L/D を行った時点で PLAN クローズとなるそうです。

なお、この実施方法は一定期間試行した上、不具合点があれば改善すると言うものです。
お互いの話し合いの上で実施が可能となったこの方式は、相互理解の上で成り立って行くものと思われますので、PILOT 側も主旨を良く理解して実施、対応する様お願いします。

残念な事に、この年末、年始にかけて、調布空港、大島空港において着陸時にアクシデントが発生してしまい、幸い人身事故には至らなかったものの、多方面にご迷惑をお掛けしました。

我々、自家用操縦士側も、この様な事故が起こらぬ様、今回的方式等も大いに活用して、自己技量の維持向上に努めましょう。

この様な、安全に対する自己努力が、我々の申し出に理解を示して戴いた東京都及び大島町の皆様にも応える事になると思いますし、ひいては、我々がより多く大島へ飛来する事で、これが大島空港、大島町のより一層の活性化につながればとも考えています。

大島空港利用の皆様へ

大島港湾空港管理事務所

日頃から大島空港をご利用いただきありがとうございます。さて、大島空港で実施する「連続したローカルフライト」について、平成17年2月1日より次のように取扱いますので、皆様のご協力ををお願いいたします。

1. 実施方法

- (1) 定期便、緊急時機体（急患ヘリ等）の運航に支障のないように実施する。
- (2) 連続したローカルフライト離着陸回数はフルストップを含めて実施者が1人の場合は3回、2人の場合は6回まで認める。
- (3) 原則として1日につき異なる2機までとし、午前・午後それぞれ1機とする。
- (4) 連続したローカルフライトの実施に要する時間は1人あたりおおむね40分以内とする。
- (5) 土・日・祝日・ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）・年末年始（12月29日～1月3日）は認めない。
- (6) 8：30～10：00、15：00～16：30の間は認めない。
- (7) 事前承認（PPR）の段階で連続したローカルフライトの申し出がなかった場合は認めない。

2. 使用届・使用料の取扱い

(1) 使用届

実施回数にかかわらず1人の実施者について1枚の空港使用届書の提出とし、実施回数を「その他」の欄に記入する。

(2) 使用料の納付

1枚の空港使用届書の提出につき1枚の領収証書を発行する。

- (3) 届出及び使用料等の手続きについては、最初の着陸または最終の着陸時に速やかに行う。なお、納付された着陸料は返還しない。

※連続したローカルフライトとは

- ① 着陸毎に滑走路から離脱してランプインする方法を繰り返し行うローカルフライトで、エンジンカットせずに再び離陸するというパターンを繰り返して行うことである。
- ② 実施行為については上記1. 実施方法のとおりであり、その行為は大島空港への最初の着陸から最後の離陸までで、出発地からの離陸回数、目的地への着陸回数は含まない。

